

郡山市農業委員会運営委員会設置要綱

平成21年4月1日制定

(設置)

第1条 郡山市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の円滑かつ適正な運営を図るため、農業委員会に運営委員会を置く。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 定期総会及び臨時総会の議事運営に関すること。
- (2) その他農業委員会会長が特に必要と認めたこと。

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 農業委員会会長 1人
 - (2) 農業委員会会長職務代理者 1人
 - (3) 農業委員会幹事会幹事長 1人
 - (4) 農業委員会総会において決定した担当地区のうち、前各号に掲げる委員の属する担当地区外の地区から選出された者 各1人
- 2 前項第4号に規定する委員に欠員が生じた場合は、補欠委員を選出する。
 - 3 運営委員会の委員長には、農業委員会会長をもって充てる。

(会議)

第4条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(補足)

第5条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の会議については、郡山市農業委員会総会会議規則（昭和42年郡山市農業委員会規程第1号）の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、郡山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成29年郡山市条例第23号）の施行の日から施行する。